

周南市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年2月27日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会  
委員長 小林 雄 二

周南市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

周南市議会政務調査費の交付に関する条例(平成15年周南市条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

周南市議会政務活動費の交付に関する条例

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第14項及び第15項」を「第14項から第16項まで」に、「調査研究」を「調査研究その他の活動」に改める。

第5条を次のように改める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

第8条中「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第5条に定める経費の範囲に基づいて」に改める。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収入及び支出の報告書について必要に応じて調査その他の確認を行い、政務活動費の適正な運営を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、事務機器購入代、リース代等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙代、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政、会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置又は管理に要する経費（事務所の貸借料、維持管理費、備品及び事務機器の購入代又はリース代等）
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

#### 附 則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に定める規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の周南市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の周南市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市議会政務調査費の交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="241 282 860 312">周南市議会<u>政務調査費</u>の交付に関する条例</p> <p data-bbox="181 328 271 359">(趣旨)</p> <p data-bbox="143 365 1099 539">第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、周南市議会議員の<u>調査研究</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="181 555 338 585">(交付対象)</p> <p data-bbox="143 592 1066 659">第2条 <u>政務調査費</u>は、周南市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。</p> <p data-bbox="181 675 533 705">(交付額及び交付の方法)</p> <p data-bbox="143 711 1099 810">第3条 会派に対する<u>政務調査費</u>は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額25,000円を乗じて得た額を交付する。</p> <p data-bbox="143 826 1099 925">2 <u>政務調査費</u>は、年間分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p data-bbox="143 941 1099 1040">3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から<u>政務調査費</u>を交付する。</p> <p data-bbox="143 1056 1099 1201">4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の<u>政務調査費</u>は交付しない。</p> <p data-bbox="181 1217 629 1248">(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p data-bbox="143 1254 1099 1391">第4条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した<u>政務調査費</u>の額が異動後の議員数に基づいて算定し</p>	<p data-bbox="1236 282 1854 312">周南市議会<u>政務活動費</u>の交付に関する条例</p> <p data-bbox="1184 328 1274 359">(趣旨)</p> <p data-bbox="1146 365 2103 539">第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定に基づき、周南市議会議員の<u>調査研究その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1184 555 1341 585">(交付対象)</p> <p data-bbox="1146 592 2069 659">第2条 <u>政務活動費</u>は、周南市議会における会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)に対して交付する。</p> <p data-bbox="1184 675 1536 705">(交付額及び交付の方法)</p> <p data-bbox="1146 711 2103 810">第3条 会派に対する<u>政務活動費</u>は、各月1日(以下「基準日」という。)における当該会派の所属議員数に月額25,000円を乗じて得た額を交付する。</p> <p data-bbox="1146 826 2103 925">2 <u>政務活動費</u>は、年間分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p data-bbox="1146 941 2103 1040">3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)から<u>政務活動費</u>を交付する。</p> <p data-bbox="1146 1056 2103 1201">4 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の<u>政務活動費</u>は交付しない。</p> <p data-bbox="1184 1217 1632 1248">(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p data-bbox="1146 1254 2103 1391">第4条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月(その日が基準日に当たる場合は、当月)の末日までに、既に交付した<u>政務活動費</u>の額が異動後の議員数に基づいて算定し</p>

た政務調査費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務調査費を返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派は、当該会派の経理責任者が調製する政務調査費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

- 3 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派は、解散のときから30日以内に第1項に規定する収支報告書を提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第8条 市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(新設)

た政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回る場合は、会派は当該上回る額を返還しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月分(その日が基準日に当たる場合は、当月分)以降の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派は、当該会派の経理責任者が調製する政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派は、解散のときから30日以内に第1項に規定する収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(透明性の確保)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(新設)

第 10 条 議長は、第 7 条第 1 項の規定により提出された収入及び支出の報告書について必要に応じて調査その他の確認を行い、政務活動費の適正な運営を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

別表(第 5 条関係)

項目	内容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費(会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料、事務機器購入代、リース代等)
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PR するために要する経費(広報紙代、報告書印刷費、送料、会場費等)
広聴費	会派が住民からの市政、会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要

		する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
	人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
	事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置又は管理に要する経費（事務所の貸借料、維持管理費、備品及び事務機器の購入代又はリース代等）
	その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費